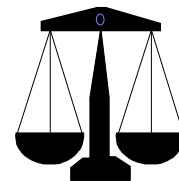




## 山田義仁税理士事務所通信 2006年7月号



事務所通信の目的  
経営者にプラス思考を！  
経営者に得意先分析力を！  
経営者に正しい納税を！

### 会社法のポイント

会社法が、平成18年5月1日に施行されました。今月から3ヶ月にわたって、会社法について、下記のように分けて考えていきたいと思えます。

- 7月 これから新しく会社を作ろうと考えている場合
- 8月 会社法施行前から有限会社を持っていた場合
- 9月 会社法施行前から株式会社を持っていた場合

#### これから新しく会社を作ろうと考えている場合

1. 最低資本金制度が廃止され、資本金が1円でも株式会社を設立できるようになりました。  
株式会社1000万円、有限会社300万円の最低資本金がなくなりました。
2. 現物出資をする場合、500万円を超えない場合には、検査役の選任が不要になりました。  
今までは、資本金の1/5を超える場合には、500万円以下でも検査役が必要でした。
3. 発起設立の場合には、銀行の残高証明があればよくなり、すぐに出資された資金を引き出して利用することができます。  
今までは、株式会社も有限会社も、「払込金保管証明」が必要でした。
4. 設立時の取締役の任期が2年に延長されました。  
今までの株式会社では、1年でした。
5. 類似商号規制が廃止され、同一市町村内でも、異なる住所であれば、類似商号の登記も受け付けてもらえます。  
会社設立時に、好きな商号が使えるようになりますが、重なった場合には、既存の類似商号会社から訴えられる可能性もあるため、注意が必要です。
6. 会社の形態が、株式会社、合同会社（LLC）、合資会社、合名会社の4種類になりました。  
この4種類に、平成17年8月から設立可能なLLP（有限責任事業組合）もあわせて、どのような組織を選択するか、考える必要があります。

詳しくは、山田事務所にお尋ね下さい。

参考HP <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaisya/kaisyahou33/mokuji.htm>

## 会社設立の流れ

商号・目的・本店所在地を決める。

定款・議事録の作成、代表印の作成

公証人による定款の認証

印紙代 4 万円・認証費用 5 万円

金融機関への資本金の払い込みについて、『保管証明書』を発行してもらう

発起設立の場合のみ『残高証明』でも OK

設立登記 法務局へ申請書等を提出 登録免許税 15 万円（資本金 1 円の場合）

登記完了

会社の登記簿・印鑑証明書を、資本金を振り込んだ金融機関へ提出

『残高証明』で手続きをしていれば不要です。会社の口座開設については、金融機関の担当者にお尋ね下さい。

税務署その他諸官庁へ届出

今月のポイント



### 7月の税務

- ・ 5 月決算法人の確定申告
- ・ 11 月決算法人の中間申告（半期分・第二四半期分）
- ・ 2 月 8 月決算法人の消費税中間申告
- ・ 源泉所得税納期の特例 7 / 10
- ・ 所得税予定納付 7 / 31 と減額承認申請 7 / 15
- ・ 固定資産税第二期納付・報酬月額算定基礎届 7/11

### 8月の税務

- ・ 6 月決算法人の確定申告
- ・ 12 月決算法人の中間申告（半期分・第二四半期分）
- ・ 3 月 9 月決算法人個人事業者の消費税中間申告
- ・ 個人事業税・県市民税の納付
- ・ 労働保険料の納付（第二期分）
- ・

税務調査があった場合は、すぐに山田まで連絡ください（03-3823-5539）